

労働者死傷病報告の作成・提出など

問　当社の工場で9月12日(金)に労働災害が発生し、被災労働者はその日から16日まで休業し、翌17日から出勤していますが、所定労働日の16日に休ん

下「安衛法」と略します)

100条、労働安全衛生規則（以下「安衛則」と略します）97条第1項では、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」と規定されており、同条

第2項では、休業4日未満の場合には、様式24号による報告書を四半期ごとに取りまとめ最後の月の翌月末日までに所轄労働基準監督署長に提出することとされています。

ここで、休業日数について、安衛法・関係法令において定義はありませんので、民法138条の規定により民法の期間計算によることとなり、休業期間の起算日は災害

発生の翌日（同法140条）で、休業の末日（災害後に初めて出勤した日の前日）が満了日（同法141条）となります。つまり、休業日数は、所定休日を含めた暦日数でカウントすることになり、お尋ねのケースの休業日数は4日となりますので、様式23号による報告書を提出しなければなりません。

また、提出先である「所轄労働基準監督署長」とは、安衛則2条で「当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長」とされていますので、会社（本社）で作成・提出する場合でも工場の所在地を管轄する労基署になります。

さらに、提出期日の「遅滞なく」とは、一般的には「時間的即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許される」と考えられます。ただし、「安衛法に基づく報告等については、その職務権限が事業場等の長に移譲されている場合であること」（平18・2・24基発0224003号）とされ、特定化学物質障害予防規則41条で規定する特定化學物質健康診断

質問に答えます

でいますので休業日数を1日として労働者死傷病報告を提出すれば良いのでしょうか。また、提出は、工場長名で工場を管轄する労基署にするのでしょうか。

答　労働安全衛生法（以

次に、報告書の作成・提出義務者は、前記のとおり「事業者」で、「事業者とは、法人企業であれば事業経営主を指している」（昭47・9・18発基91号）とされていますので、会社（法人）となり、その業務を執行する代表取締役等が作成・提出することになります。

そこで、休業日数について、安衛法・関係法令において定義はありませんので、民法138条の規定により民法の期間計算によることとなり、休業期間の起算日は災害

発生の翌日（同法140条）で、休業の末日（災害後に初めて出勤した日の前日）が満了日（同法141条）となります。つまり、休業日数は、所定休日を含めた暦日数でカウントすることになり、お尋ねのケースの休業日数は4日となりますので、様式23号による報告書を提出しなければなりません。

また、提出先である「所轄労働基準監督署長」とは、安衛則2条で「当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長」とされていますので、会社（本社）で作成・提出する場合でも工場の所在地を管轄する労基署になります。

さらに、提出期日の「遅滞なく」とは、一般的には「時間的即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許される」と考えられます。ただし、「安衛法に基づく報告等については、その職務権限が事業場等の長に移譲されている場合であること」（平18・2・24基発0224003号）とされ、特定化學物質障害予防規則41条で規定する特定化學物質健康診断

結果報告書の提出に関し、「健康診断の結果について……遅滞なく（健康診断完了後おおむね1ヶ月以内に）提出するもの」とすること」（昭46・5・24基発399号）とされていますので、労働者死傷病報告については、休業4日以上の労働災害が発生したことを認識した後、1カ月程度以内に提出するべきものです。

そして、労働災害が発生したことを見識していなかったり、虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金に処されますので、正しく作成・提出してください。

なお、様式23号について、「遅滞なくとはで規定する一般健康診断結果の労働者への周知について、「遅滞なくとは結果を受け取った後、速やかにという趣旨……結果を受け取った後、速やかにという趣旨」（平18・2・24基発0224003号）とされ、特定化學物質障害予防規則41条で規定する特定化學物質健康診断